

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3049号及び第3050号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3049号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3050号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「(1)事業所依頼文(2)職員会議提案資料(3)職業講話最終確認資料(4)生徒用しおり」の開示決定、「コース希望調査アンケート」の開示決定及び「(1)職業講話名簿（1回目）(2)職業講話名簿（2回目）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3049号】

(2) 「令和2年度 令和2年度に横浜市健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターが事務取扱いをしている非常勤特別職職員として採用されている嘱託医師（判定業務）の以下の文書 1住民票 2住居届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む 3通勤届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3050号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3049	令和3年12月6日	令和3年12月24日 令和4年2月4日	令和4年2月28日	令和4年3月30日	個人	教育委員会
3050	令和4年3月4日	令和4年3月18日	令和4年4月7日	令和4年5月6日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3049	「(1)事業所依頼文(以下「文書1」という。）」、「(2)職員会議提案資料(以下「文書2」という。）」、「(3)職業講話最終確認資料(以下「文書3」という。）」、「(4)生徒用しおり（以下「文書4」	開示・一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第10条第1項の規定に基づき全部を開示及び第7条第2項第2号に該当するとして一部開	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3049	という。）」、「コース希望調査アンケート（以下「文書5」という。）」及び「(1)職業講話名簿（1回目）(2)職業講話名簿（2回目）（以下これらの名簿を「文書6」という。）」（以下文書1から文書6までの文書を「本件審査請求文書」という。）	示 （本件審査請求文書を特定して行った開示決定及び一部開示決定について、ほかにも文書があるはずであるという趣旨で審査請求が提起されたもの）	
3050	「令和2年度 令和2年度に横浜市健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）が事務取扱いをしている非常勤特別職職員として採用されている嘱託医師（判定業務）の以下の文書 1 住民票 2 住居届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む 3 通勤届 認定基準に係る本人の事情等の提出書類を含む」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 不存在 （請求内容にある文書については、嘱託医師の委嘱に際して求めているものではなく、当該開示請求に係る行政文書は、保有していないため。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3049	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《職業講話について》</p> <p>中学校の教育課程は、中学校学習指導要領及び実施機関が定める基準により校長が編成することとされており、キャリア教育もその中に位置付けられている。キャリア教育は、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望を持てる子供を育むことを狙いとしている。その一環として職業体験学習や職業講話に取り組む場合があり、具体的な計画は教員等で立てるが、その事務手順に特段の定めはない。講師については、学校が直接交渉するほか、本件のように地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に依頼して紹介を受ける場合がある。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>ア 本件審査請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定し、その全部又は一部を開示している。</p> <p>イ 文書1は、職業講話の講師について横浜市立若葉台中学校（以下「若葉台中」という。）が自衛隊神奈川地方協力本部横浜中央募集案内所に依頼した文書であり、職業講話の狙い、対象学年、日時その他依頼事項が記載されている。</p>

答申 番号	判断の要旨
3049	<p>ウ 文書2は、職業講話について職員会議で説明するために総合学習の担当教員が作成した文書であり、職業講話の狙い、日時、場所、対象、スケジュール案等が記載されている。</p> <p>エ 文書3は、職業講話の当日のタイムスケジュールについて最終確認をするために学年主任が作成したものであり、講師の出迎え時間、講話の開始・終了時刻、出迎えの担当割等が記載されている。</p> <p>オ 文書4は、職業講話の生徒向けのしおりであり、職業講話の狙い、日時、当日までの流れ、職業調べ、代表生徒の仕事が記載されているほか、お礼の下書き及び総合的な学習の時間の評価等の記載欄がある。</p> <p>カ 文書5は、生徒に対する職業講話のコース希望調査のアンケート用紙であり、5つの職業とその講話の概要が記載され、その中から希望するコースを3つ以上選択する書式となっている。</p> <p>キ 文書6は、職業講話の参加生徒の名簿であり、講話ごとに、参加する生徒のクラス番号、出席番号、氏名、1回目と2回目の希望コースが記載されている。</p> <p>ク これに対し、審査請求人は、文書6の一部を非開示としたことは問題とせず、本件審査請求文書以外にも対象行政文書が存在するはずと主張しているため、文書の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>《本件審査請求文書の特定の妥当性について》</p> <p>ア 審査請求人は、他にも対象行政文書が存在するはずと主張しているが、この点について実施機関からは次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本件職業講話については、講師を探すよう推進員に電話で依頼しており、講師選定手続に関する説明資料は作成していない。</p> <p>(イ) 講師と若葉台中とのやり取りは、電話と対面で行った。</p> <p>(ウ) 職業講話のコース選択や事前学習において若葉台中から生徒に配付したものは、文書4及び文書5のみであり、これら以外には配付していない。</p> <p>(エ) 講師が講話に際し資料を配付したか否かは現時点では確認できなかったが、改めて搜索したところ、本件に関し若葉台中で保有しているものは存在しなかった。</p> <p>(オ) 職業講話の振返りについては、文書4の中の「8、総合的な学習の時間の評価」で各生徒が書き込んだものを担任に提出し、担任は内容を確認後、生徒に返却したものである。若葉台中では、これ以外には、職業講話に関する何らの報告書も作成していない。</p> <p>(カ) 推進員は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき教育委員会が委嘱するものだが、横浜市においては実施機関の職員とは位置付けられていない。開示請求の対象となる行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であるから（旧条例第2条第2項）、推進員が何らかの文書を保有していたとしても、それは行政文書には該当しない。</p> <p>イ 上記ア(ア)から(カ)までの実施機関の説明に不自然な点は認められず、また、本件審査請求文書のほかに、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書の存在を推認させる事情も認められない。</p> <p>なお、文書5の開示及び文書6の一部開示については、審査請求人の指摘を受けて追加決定を行っているが、これらの文書が対象行政文書に該当することは、本件開示請求時点において判断できたものと考えられる。実施機関においては、対象行政文書の特定を今後より慎重に行い、開示が遅れることのないよう十分に注意されたい。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3050	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p>

答申番号	判断の要旨
3050	<p>《こころの健康相談センターにおける嘱託医師について》</p> <p>ア 横浜市では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、こころの健康相談センターを設置している。</p> <p>イ こころの健康相談センターの業務を遂行するために、嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月健こ第476号）により、精神保健福祉法第6条第2項第1号に基づく調査研究業務、同項第4号に基づく精神障害者保健福祉手帳に係る等級判定業務及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る判定業務並びにこころの健康相談センター長が必要と認める業務に従事する嘱託医師を委嘱している。この嘱託医師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる非常勤特別職職員であり、医師としての経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うことを目的としている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、本件審査請求に係る開示請求書の記載から、こころの健康相談センターで委嘱している嘱託医師に係る令和2年度分の住民票、住居届及び通勤届と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 嘱託医師は、住居手当や交通費の支給対象者ではないため、支給のために必要な住民票、住居届及び通勤届は提出させていない。</p> <p>(イ) 嘱託医師の公務災害及び通勤災害については、横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月横浜市条例第46号）の定めるところにより補償しており、これらの手続については、地方公務員災害補償基金横浜市支部が作成している「公務災害・通勤災害 事務処理の手引き」に基づき行う。これによると、通勤災害の認定のために必要な書類として「通勤届の写し」が挙げられているが、取得していない場合には、合理的な経路及び方法による移動であったかを審査できる書類によって対応することも可能であることを、この事務を所管している総務局人事部職員健康課に確認している。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>実施機関が説明するように、嘱託医師に通勤届等の提出を求めないことは、交通費等の支給対象者ではない以上不自然ではないし、それが通勤災害の認定において必須ではないことを踏まえると不合理ともいえない。</p> <p>また、当審査会において通勤手当に関する規則（昭和41年9月横浜市規則第65号）を確認したところ、通勤届の提出を義務付けられている職員は一般職の職員であり、特別職の職員である嘱託医師に、その義務はない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書を取得も保有もしていないという実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号)

附 則

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881